

## 近未来技術実証に関するワンストップセンター支援業務への 水中ドローン追加について

### 経緯・方針

- ・ 国家戦略特区における近未来技術実証に関するワンストップセンター（以下、近未来技術実証ワンストップセンターという。）では、これまで主に自動車の自動運転と無人航空機を対象に支援業務を行ってきたところ。
- ・ この度、千葉市、加賀市から、支援業務に水中ドローンを追加したいとの相談があり、以下3点について検討を進めたところ、特に支障がないことが確認できたことから、今後、支援業務に水中ドローンを追加することとする。
  1. 国家戦略特別区域法第37条の7の「その他これに類する高度な産業技術」で水中ドローンを支援対象にすることの可否
  2. 近未来技術実証ワンストップセンターにおける水中ドローンの名称・定義
  3. 近未来技術実証ワンストップセンターにおける水中ドローンへの支援内容

# 自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための 近未来技術実証ワンストップセンターの設置 (国家戦略特別区域法第37条の7)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

### 特例措置

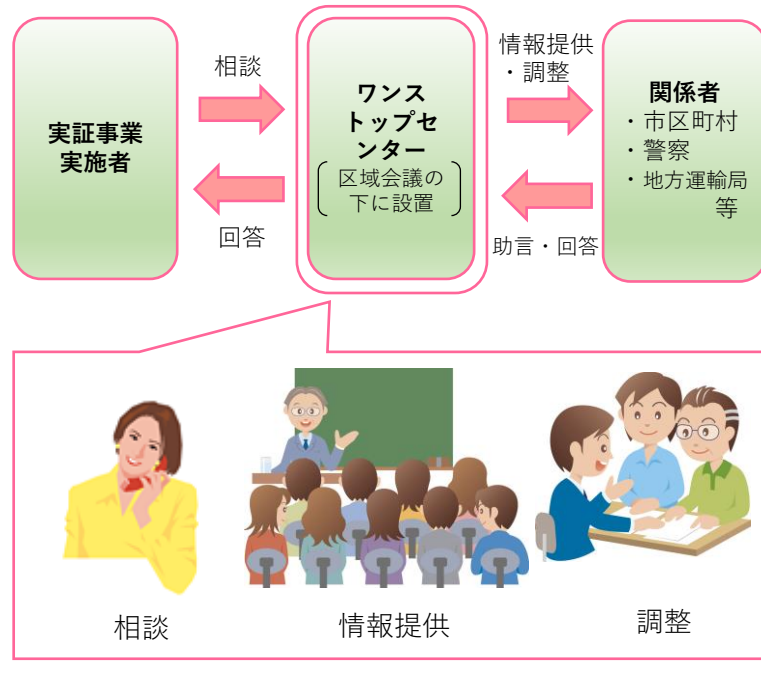
国家戦略特別区域内において自動運転やドローン（小型無人機）等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

### 効果

自動運転やドローン（小型無人機）等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

## 規制改革の概要

### ■ ワンストップセンターのイメージ



## 1. 水中ドローンを支援対象にすることの可否～設置根拠との整合～

### 第六章 雑則

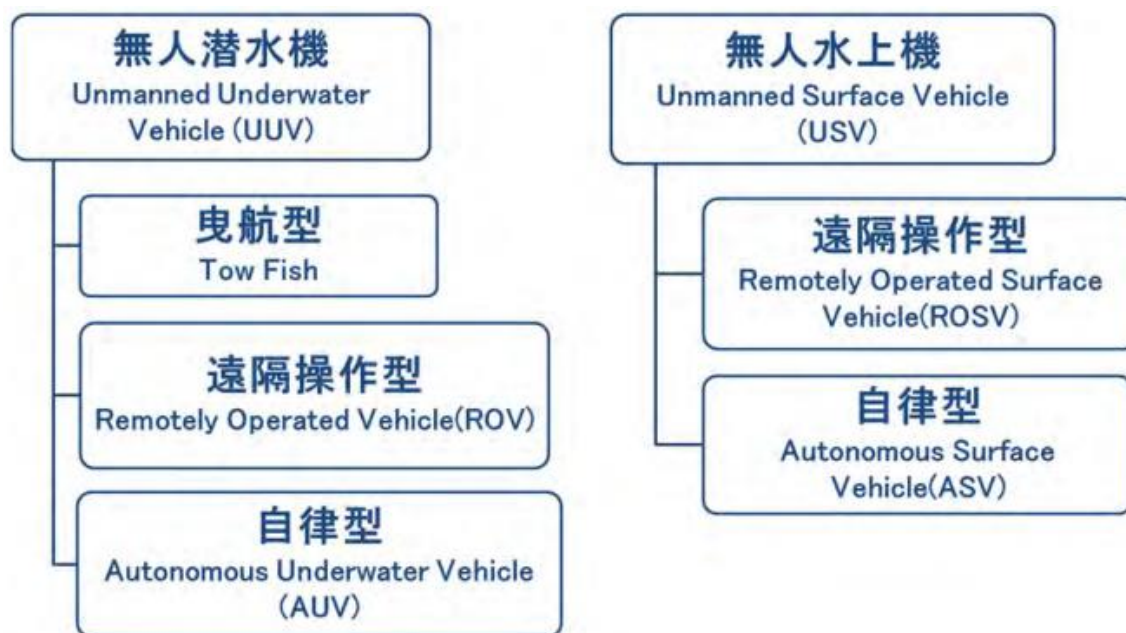
（自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助）

第三十七条の七国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路運送車両法、道路交通法、航空法、電波法その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

➡水中ドローンは「その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したもの」に該当することから、近未来技術実証ワンストップセンターの支援対象に水中ドローンを追加する。

## 2. 近未来技術実証ワンストップセンターにおける水中ドローンの名称・定義①

- ・水中ドローンという名称に現時点での定義はない。
- ・総合海洋政策本部の「自律型無人探査機（AUV）の社会実装に向けた戦略」においては海洋無人機について以下のように分類されている。（分類と名称は下図参照）



参考図1: 海洋無人機の種類

## 2. 近未来技術実証ワンストップセンターにおける水中ドローンの名称・定義②

- ・また、水産庁はHP内で「水中ドローン」、一般社団法人 日本水中ドローン協会はROVに特化して「水中ドローン」、内閣府総合海洋政策推進事務局ではAUVを「自律型無人探査機」としている。

➡近未来技術実証ワンストップセンターでは、実証フィールドは海に特化したものではなく、ダム・河川等も含むものとして、「水中ドローン」と呼ぶこととする。

ただし、水中を航行するものだけでなく、「海洋無人機」全般を対象とすることとしたい。

### 3. 近未来技術実証ワンストップセンターでの水中ドローンへの支援内容

- ・実証実験に使用する機体と「海」や「河川」等の実証実験を行う場所・実証実験の内容に応じた許可申請が必要。

➡近未来技術実証ワンストップセンターでは、それら必要となる手続についての相談や支援を行うことを想定。

許可・申請の一例（注）

| 法令       | 規制行為/規制内容/遵守事項                                                 | 必要な手続き   | 申請/届出先                    |
|----------|----------------------------------------------------------------|----------|---------------------------|
| 海上交通安全法  | 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（※）における工事又は作業<br>※港湾区域等を除く。                       | 許可申請又は届出 | 海上保安庁                     |
| 海上衝突予防法  | 船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に関する事項                         | 申請事項無    | —                         |
| 小型船舶安全規則 | 水中作業に従事する小型の操縦性能制限船に関し、備え付けなければならない航海用具を定めている。                 | 申請事項無    | —                         |
| 港湾法      | 港湾区域の工事等                                                       | 許可申請     | 港湾管理者                     |
| 港則法      | ①特定港内又は特定港の境界附近における工事又は作業<br>②特定港以外の港内又は特定港以外の港の境界附近における工事又は作業 | 許可申請     | ①港長<br>②海上保安（監）部長又は海上保安署長 |
| 水路業務法    | ・海上保安庁以外の者が、公的費用にて実施する水路測量<br>・船舶は水路測量又は海象観測時に標識を揚げる必要がある。     | 許可申請     | 海上保安庁                     |
| 鉱業法      | 領海、大陸棚及び排他的経済水域における鉱物の探査                                       | 許可申請     | 経済産業省                     |
| 漁港漁場整備法  | 漁場の区域内の水域における工事、水面の占用                                          | 許可申請     | 漁港管理者                     |
| 漁業法      | 領海、大陸棚及び排他的経済水域における制限等のある水産動植物の採捕                              | 許可申請     | 農林水産省                     |
| 水産資源保護法  | 保護水面（内水面含む）の区域内における工事                                          | 許可申請     | 知事/農林水産省                  |
| 河川法      | 河川区域内における土地の形状変更、工作物の新築・改築・除去等の行為、土地の占用                        | 許可申請     | 河川管理者                     |
| 電波法      | 無線局の開設（必要に応じて）                                                 | 許可申請     | 総務省                       |

※母船は一般の船舶として扱われる

AUVの安全運用ガイドライン(国土交通省海事局)より

注)本例は関連することが想定される法令の一覧である。

実証実験実施時に必要となる母船に適用が想定される法令も含んでいる。